

令和5年度 南丹市景観審議会 議事録

日 時：令和6年3月6日（水）午後3時～午後4時

場 所：南丹市役所1号庁舎3階防災会議室

出席者：〔委員〕藤本 英子会長、矢ヶ崎 善太郎委員、松田 育子委員

三崎 正子委員、下伊豆 仁史委員、安藤 眞吾委員

〔事務局〕平井部長、岡部課長、北村係長、大狩主査、加藤主事、

井尻次長、松本主事

欠席者：〔委員〕丸山 俊明副会長、高御堂 和華委員

1. 開会

事務局	定刻になりましたので、ただ今から南丹市景観審議会を開会いたします。 本日の司会進行を務めさせていただきます地域振興課の岡部でございます。 委員の皆様には、ご多用の中ご出席たまわりましたことに厚くお礼申し上げます。 どうぞよろしくお願いいたします。
-----	--

2. 委嘱状交付

事務局	はじめに、委嘱状の交付を行います。本日市長が、他の公務のため、地域振興部長の平井より、交付させていただきます。 では、順番にお名前を読み上げますので、前に出ていただきお受けくださいますようお願いいたします。  (委嘱状交付)  なお、本日は丸山委員、高御堂委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。  各委員様には大変お世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。ここで、初めての方もおられますので、藤本委員から、順番に自己紹介をお願いできたらと存じます。よろしくお願いいたします。  (委員＋事務局自己紹介)
-----	--

3. 協議

議題 「会長及び副会長の選任について」

事務局	続きまして、会長の選出に移らせていただきます。 南丹市景観条例施行規則第23条第2項の規定により、会長は委員の互選により選出するとなっておりますが、どのようにさせていただいたらよろしいか、
-----	---

	<p>お諮りいたします。</p> <p>(事務局に一任の声)</p> <p>それでは、事務局から前年度も南丹市景観審議会の会長をご尽力いただき、経験も豊富で、かつ会議の継続性という点も踏まえ、藤本英子様をご推薦させていただきたいと存じます。</p> <p>皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。それでは委員の皆様の互選によりまして、藤本委員に会長をお世話になりたいと存じます。藤本会長、恐れ入りますが、挨拶をいただければと思います。</p>
会長	<p>このたびは、引き続き委員長にご指名いただきありがとうございます。景観という難しい言葉で、身近に感じづらいものかもしれませんが、新しい建物ができたり道路ができたり木が植えられたりと、私たちの日常に関わってくるものだとことを皆さまに知っていただきたく活動を続けております。南丹市は自然が多く、住民の方々が地域の景観に関わりやすい条件が揃っております。この委員会がぜひ、南丹市の景観をより良くする新しい活動が始まるきっかけとなれば良いと考えております。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは続きまして、副会長の選任を行います。副会長の選任についてでございますが、副会長は、南丹市景観条例施行規則第23条第4項の規定により、委員のうちから会長が審議会に諮り選任するとなっておりますので会長よりご指名をいただきます。それでは、会長、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>失礼いたします。副会長は、丸山委員にお世話になりたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、副会長は丸山委員にお世話になることといたします。続いて、事務局のほうから報告事項の説明をお願いいたします。</p>

#### 4. その他

事務局	<p>まず、令和5年度届出提出状況について報告します。</p> <p>(以下、説明)</p>
-----	--

	<p><b>【山里自然エリア】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物新築 8件</li> <li>・建築物増築 2件</li> <li>・建築物外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 25件</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物新築 2件</li> <li>・工作物増築 8件</li> <li>・工作物改築 1件</li> <li>・工作物移転 3件</li> </ul> <p><b>【伝統的景観重点エリア】 6件</b></p> <p>合計 55 件の提出が令和 6 年 2 月 1 日時点でありました。  なお、完了届の提出がありましたもののうち、数件については現地確認を行いました。</p> <p>(以下、現地確認で撮影した写真を見ていただきながら、建築物・工作物が景観形成基準を満たしていることを説明)</p> <p>次に、広報誌における啓発記事について報告します。</p> <p>「広報なんたん」に掲載している令和 5 年度分の景観の啓発記事をまとめています。市ホームページ「景観のまちづくり」ページに各年度ごとの記事を掲載していますのでご覧ください。</p> <p>最後に、景観担当部署の変更について報告します。</p> <p>組織改正に伴う事務分掌の見直しにより、令和 6 年度から景観形成に関する事務の担当部署が地域振興部地域振興課から土木建築部都市計画課に変更になります。</p> <p>今回の見直しは、広義の景観形成が「まちづくり」であり、京都府含め他自治体の状況も鑑みて、南丹市都市計画マスタープランの担当部署である都市計画課の所管がより適切であると判断したためでございます。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>予定しておりました内容については以上ですが、他にご意見などはございませんか。</p> <p>(質疑等なし)</p>

	<p>それでは、折角の機会ですので「景観に関すること」について、ご報告やご提案がありましたらお出しいただきたいと思います。</p>
委員	<p>「広報なんたん」に掲載している景観の啓発記事について、掲載している写真の位置を左上の南丹市の地図に書き込めば、市外の人に南丹の魅力がより伝わる記事になるかと思います。</p>
委員	<p>景観条例があることは、美山に住む方々に知れ渡っていますか。</p>
事務局	<p>広報なんたんでの啓発の他、毎年、景観に関するチラシを美山町内で全戸配布しております。</p>
委員	<p>京都府の取組で、美山町内の府道に新設するガードレールは景観に配慮した茶色とするという話を聞きました。このようにすでにある景観の取組を把握したうえで、地域にとってより良い景観条例を目指して議論をしていきたいと考えています。また、審査会を開催するタイミングを知りたいです。</p>
事務局	<p>景観形成基準を超える届け出があり、委員会の意見をいただく必要があると判断した場合に開催いたします。今年度は開催はありませんでしたが、今後必要が生じた場合には、急遽開催させていただく可能性もあります。</p>
委員	<p>配色に着目して色の基準を再検討していきたいです。また、マンセル値や配色を分かりやすく説明する工夫を行い、市民にとっての景観に対するハードルを下げていきたいと考えています。</p>
委員	<p>SNS を用いて美山の景観を PR する取組も効果的かと思います。</p>
委員	<p>太陽光パネルは景観に大きな影響を与えていると考えています。届出対象になりますか。</p>
事務局	<p>工作物として対象になります。今年度は該当ありませんでした。</p>
会長	<p>他に皆様から質問や意見はありますか。</p> <p>(質疑等なし)</p> <p>それでは、本日、委員の皆様から出された意見を参考に、市の方で検討していただければと思います。</p>

## 5. 閉会

事務局	<p>委員の皆様、貴重な意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。</p> <p>本日の意見を踏まえ、良好な景観を保全・形成できるよう、啓発等の取組みを進めてまいります。それでは、以上をもちまして、南丹市景観審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
-----	--